

## 長野県本人確認情報保護審議会 会議録

- 日 時 平成 25 年 2 月 7 日（木）午後 1 時 30 分～午後 2 時 50 分
- 場 所 長野県庁 議会棟 402 号会議室
- 出席委員 栗林正清委員、神戸美佳委員、松江英明委員、正木享委員、伊藤範子委員、松井夕起子委員
- 県出席者 岩崎弘総務部長、小林利弘市町村課長、内堀敏樹情報システム推進室長ほか
- 議 題  
以下の項目について別紙のとおり審議を行った。

### 1 議 事

- (1) 会長選任等について
- (2) 本人確認情報の県事務利用状況について
- (3) 県における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策（監査報告）について

### 2 その他

- (1) 市町村における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について
- (2) 住民基本台帳ネットワークシステムに係る都道府県サーバの集約化について
- (3) 「社会保障・税に関わる番号制度」の動向について

## 別紙

(司会)

これより長野県本人確認情報保護審議会を開催します。開会にあたりまして、岩崎総務部長から御挨拶を申し上げます。

(岩崎総務部長)

長野県総務部長の岩崎弘でございます。本日は長野県本人確認情報保護審議会を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。はじめに委員の皆様方には、公私とも大変お忙しい中を御出席いただき、心より感謝申し上げる次第でございます。5期目を迎えた本審議会の委員への就任をお引き受けいただきましたことに対しましても、重ねて御礼申し上げます。

住民基本台帳ネットワークシステム、いわゆる住基ネットについては、平成14年8月から運用を開始しておりまして、10年が経過したところでございます。この間、大きなトラブルもなく、安定稼働をしているというのが現在の状況でございます。国等に対しては、年間4億2700万件という膨大な数の本人確認情報の提供が行われているというふう聞いております。本県におきましても年間10万件以上の事務利用があるということで、この住基ネットは、住民の皆さまの利便性あるいは行政事務の効率化に大きな役割を果たしているというのが現状でございます。

この住基ネットをめぐる最近の状況について若干触れさせていただきます。外国人住民を住民基本台帳法の対象に加えることなどを内容とした住民基本台帳法の改正が、昨年7月9日に施行されております。市町村でそれぞれ準備をいただいた結果、制度の円滑な移行が実現されたところでございます。これに続き、この7月からは、外国人住民についての住基ネットの運用が開始されることとなっておりますので、県としても引き続き市町村に対する適切な助言をしまいたいというふうに考えているところでございます。

また、社会保障や税などの分野に導入することとされている番号制度につきましては、昨年2月に国会に提出された、いわゆるマイナンバー法案、衆議院の解散によって廃案になったわけでございますけれども、国においては、引き続き法案の再提出・成立を目指していく意向が示されております。番号制度は、住基ネットを基盤とした制度となっており、今後の住基ネットのあり方にも大きな影響を及ぼすということになります。引き続きその動向を注視してまいりたいと考えております。

いくつか申し上げましたけれども、住基ネットの重要性という点では引き続き大変重要な役割を果たしていくということになるわけございまして、県におきましても住基ネットのセキュリティ対策には、引き続き万全を期していかなければならないと考えております。

本日の審議会では、県の住基ネットの利用状況や監査等のセキュリティ対策について御審議いただくことにしております。同時に住基ネットに関する最近の動向等につきまして御報告させていただきたいと考えておりますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

引き続き委員の皆様方の御助言、御示唆を賜りますようお願いいたしまして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

本日は6名の委員の皆様全員に御出席いただいております。住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例第8条第2項の規定によりまして会議は成立しております。

昨年の3月15日付けで委員の皆さんに就任をお願いしているわけですが、それから初め

での審議会ということになりますので、委員の皆様にご自己紹介をここでお願いしたいと思ひます。お手元にお配りしてあります名簿が1枚あると思ひますけれども、その順に従ひましてお願いしたいと思ひますので、栗林委員からお願いしします。

(委員自己紹介)

(司会)

ありがとうございます。任期は来年の3月14日までとなっておりますけれども、また御指導、御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。事務局側も職員のご紹介をしたいと思ひます。

(事務局職員紹介)

(司会)

ここで誠に申し訳ございませんけれども、岩崎総務部長所用により退席させていただきますので御了解願ひします。

それでは、次第の「3議事」ということで、まず、本会議の会長の選任をお願ひしたいと思ひます。参考資料の3ページでございますとおり、「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例」第7条第1項では、本審議会に会長を置き、委員の互選により選任することと規定されております。会長の選任について、御意見がございましたら御発言願ひします。

(正木委員)

個人情報のご保護に高い見識をお持ちで、本審議会の第4期会長を務められた栗林委員が適任かと思ひますが、いかがでしょうか。

(司会)

ただいま、正木委員から、栗林委員が会長に適任ではないかとの御発言がありました。皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

(司会)

異議がございませんので、栗林委員に会長をお願ひすることにさせていただきますと思ひます。それでは、栗林委員、会長席にお着きいただき、一言御挨拶をお願ひしします。

(栗林会長)

ただいま会長に御推挙いただきました、栗林正清でございます。委員の皆様のご力と、事務局の皆さんの御協力をいただきまして、会長としての任務を全うしたいと考えておりますのでどうか御協力をお願ひしします。

(司会)

以後、条例第8条第1項の規定により、会長に議長をお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひしします。

(栗林会長)

先ほどの条例第7条第3項におきまして、会長が会長職務代理者を指名することとされております。そこで、私が指名をさせていただきます。前の第4期において会長職務代理者を務めていただいた松江委員に、引き続きお願いしたいと思いますが、松江委員、よろしいですか。

(松江委員)

どうぞよろしく申し上げます。

(栗林会長)

ありがとうございます。それでは、松江委員に会長職務代理者に就任していただきます。松江委員、よろしくお願いたします。

以降の議事についてでございますが、公開・非公開の扱いですが、参考資料4ページの「傍聴要領」のとおり扱っております。審議会は原則公開としておりまして、本日の会議についても全て公開とする予定でございます。ただし、セキュリティ対策の詳細に関する内容についての議論となり、本人確認情報の保護を図る上で支障があると認められ非公開とした方がいいという場合には、その都度委員の皆さんの意見をお聞きして決定してまいりたいと思いますので、どうか御了解をお願いいたします。この点についてはよろしいですか。

それでは、県の機関における本人確認情報の適正利用について知事が講じた措置についての報告を求めたいと思います。議事の(2)「本人確認情報の県事務利用状況について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料1に基づき説明。

(栗林会長)

どうもありがとうございました。ただ今説明をいただいた内容に御意見等ございましたら、どうぞ発言してください。

(松江委員)

私事で恐縮ですけれども、たまたま10年目を迎えて年末にパスポートを更新しました。その時に、住民票ではなくて戸籍抄本をつけて下さいということでしたのでしたけれども、この場合も本当はいらないというわけでしょうか。住基台帳が代用できるということなのでしょうか。

(事務局)

趣旨が違う話になりますので、戸籍抄本はまた別の話になります。

(松江委員)

やっぱり戸籍抄本はつけなければいけないということなんですね。

(事務局)

はい。

(栗林会長)

よろしいでしょうか。他に質問、意見等がございますか。

私の方からよろしいでしょうか。初歩的な質問ですが、条例の県税の賦課徴収の件数の内容について教えていただければと思うんですが、県税というと個人事業税、自動車税等ですよ。23年度・24年度は6万件ぐらいで、それ以前は10万件、7万件ぐらいですけども、具体的には自動車税、個人事業税が大半ということになるのでしょうか。内訳がよく分からないのですが、どうなんですかね。

(事務局)

この住所確認をするのは、納税義務者の住所が不明であったり、また例えば通知を出したのが返戻された場合にその住所を確認するというに使っておりますけれども、やはり先生御指摘のとおり、この大部分は自動車税だというふうに聞いております。

(栗林会長)

よく分かりました。ありがとうございます。個人事業税とかで、ちょっと表現はよくないかもしれないですけども、取りっぱくれているのは少ないんですよ。やはり自動車税ですよ。

(事務局)

個人事業税もあるにはあるんですけども、大部分は自動車税ということでございます。

(栗林会長)

よく分かりました。他に委員の先生方、質問等ございましたら忌憚なくおっしゃって下さい。

(伊藤委員)

初めてなもので、基本的な質問で申し訳ないんですが、県条例で定められているのはこの二つだけなんですか。私たち、市民課の窓口で、県の高校入試の時の住民票の添付というのがございまして、それが非常に煩雑なもので、そのへんはやっぱり教育委員会ということで条例で使うことができるのでしょうか。

(事務局)

事務利用ができるのは、住民基本台帳法に定められた業務と、各団体の方で個別に行う場合には条例で定める必要がございます。

(伊藤委員)

教育委員会なので条例を定めるなら別になるかとは思いますが、一般の方からすると、全員が提出するわけなので、それぞれ300円ずつかけて皆さん取りにいらっしゃるので、そのへんはどうかかなと思いました。

(事務局)

具体的にそのへんの検討は今の段階では行ってはいないと思いますけれども、御指摘は関係課にも伝えてまた検討させていただきたいと思います。

(事務局)

利便性の確保ということからすればただいまの御指摘の趣旨は理解できるのですが、一方では、各高校で、いわば現場でそれを住基ネットを使って間違いなく住所を確認するという形になりますと、確認できるだけの体制を整備する必要があり、またセキュリティを確保する必要があります。そうしますと、この御覧をいただいている事務と申しますのは、いわば常時確認をさせていただく必要がある業務に限って行わせていただいているものでございます。ある一時期に本人確認をするために体制を整備し、かつ年間を通じてセキュリティをきちんと確保できるのかどうかという、今度は逆に利用する私たちの立場で考えていく必要もあるんだろうと考えております。したがって、どちらをどういう形でやるのか、そのためにはどういう点が隘路になって、それをどういうふうにやったらカバーできるのかということ、私たちも含めて、御指摘の点につきましては教育委員会サイドにもお伝えさせていただきますけれども、両面から検討して行くべき事項であると現時点では申し上げさせていただきたいと存じます。

(栗林会長)

ありがとうございます。伊藤委員、よろしいですか。他に質問、意見等はよろしいでしょうか。それでは、県におきましては引き続き適切な事務利用をお願いしたいと思います。

続きまして、県における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策（監査報告）について、事務局からの説明をお願いします。

(事務局)

資料 2 に基づき説明。

(事務局)

私から 1 点補足をさせていただきたいと存じます。お手元の資料の件名は、県における住基ネットのセキュリティ対策、いわば監査報告という件名にさせていただいておりますが、これまでの当審議会に対しましては、結果のみを報告させていただいてきたところでございますが、今回は資料の 4 番として来年度のセキュリティ対策についてということで御意見を賜りたく、初めてお出ししております。要は、結果だけではなく、今後どういうふうにしていくのか。これが私たちに課せられた使命だということから、是非この点につきまして委員の皆様方から厳しい御指摘をいただければということで、あえて出させていただいたものでございます。基本的な思いは、ただ今担当から御説明しましたように、3 点満点の継続、そのためには何をすべきかということで、一つは一番危険だと言われる 4 月の対策、それともう一つは監査に当たって重点項目を定めてしっかり確認をさせていただきたいということがございます。それともう一点は、実施方法に記載してございますように、3 年に一度ということでこれまで取り組んできた経過がございましたけれども、果たして本当にそれでいいのかということも検討すべき時にきているのではないかと思います。平成 25 年度がちょうど 3 年目の節目ということになりますので、この点につきましてこういうこともという御意見も賜れば、それも踏まえた上で新年度早々に検討し、次期審議会には、こうした形で今後 3 年間取り組むという方向性も御相談させていただければと思います。よろしくをお願いします。

(栗林会長)

丁寧に説明をいただきましてありがとうございました。今の補足説明、提案も含めて、意見、

質問を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(正木委員)

次年度以降の対策ということでございます。まず住基ネットのシステムを扱うということでございますが、システム自体はセキュリティ機能が実装されているということですが、それを使う人ですとか、それを使って事務を処理していくというところのセキュリティの対策が一番重要ですので、担当の方の研修会を継続していくということは非常に結構だと思います。

3年で一巡する周期についてのお話でしたが、監査結果をずっと見ていますと、今は全ての監査結果が3点ということになってきておりますので、これが非常に点数が低いことであればできれば毎年というようなお話になろうかと思いますが、水準的には非常に高いという状況でございますので、3年ないし、そういった周期で一巡するということは十分ではないかなと思います。

ちなみに、私が監査法人ということで、全国の団体さんの住基ネットのシステム監査、セキュリティ監査を数多くやらせていただいておりますが、3点に到達することはなかなかありません。このチェックリストは非常に幅が広くて、体制の整備から、規程とか運用マニュアルの整備ですとか、それに準じた運用をしているか、それに運用するための証拠を持っていないといけないということがあって、全てやったものについて記録を残していかなければいけない、それが全てそろっていないと3点にならない。このチェックリストの中で要求されていることが非常に高度ですので、どこかしら十分でないということが往々にしてあるのですが、全ての自己点検・内部監査・外部監査で3点に達したということは非常に良好だということで、今後もこれを継続していただきたいので、教育等もやられるというのは非常にいいことだと思います。

(栗林会長)

ありがとうございます。事務局から説明いただいた、今後の活動方針案的なものについての大変貴重なコメントをいただいております。確かに3点満点を維持するための今後の対策については重要な視点でありますし、企業・団体における活動方針と同じわけですから、満点を維持することは大事なことだと思います。

他に委員の先生方、意見、質問等ございましたら、お願いします。

(神戸委員)

まず質問で、先ほどから3年に1回ということで3巡目というお話が出ていますけれども、私も今まで委員をさせていただいて今さらという感じもするのですが、資料の左側の表によると、内部監査・外部監査を含めて28機関の監査をやるということなののでしょうか。私の理解が違うのかもしれないですけども、それを3年に1回順番でやって一巡目の合計を見ると28にはならないし、どんな感じで3年に1回やっていっちゃうのか、今さらではあります、お願いします。

(事務局)

委員さんのお尋ねは、17、11、19、これは何ぞやというお尋ねかだと思います。まず自己点検の欄を御覧いただきますと、全19機関というふうに記してございます。その内訳は、実際に事務に利用している機関が消防課、国際課、地方事務所地域政策課が10所ございます、これ合わせて全部で17でございます。それから、運用しているのが、私ども市町村課と情報システム推進室、これ

が2機関ございまして、事務利用機関と運用機関を合わせて19機関となっております。それからその次の内部監査の17と申しますのは、上記の運用機関2つを除いた17機関、いわゆる実際に事務を扱っている機関は内部監査の対象と申しますと、そのために内部監査を行う者は、私たちの情報システム推進室と市町村課、実際に管理をしている立場から監査をさせていただいていると、これが17でございます。それから外部監査につきましては、業務端末設置機関、11機関というふうに記載してございますが、地方事務所の地域政策課の10に加えまして、パスポートを発行している国際課に端末を1台置いてございますので、この11機関につきましては外部監査も実施するというので、別々に機関数があるのではなく、19の中に17と11があるというふうに御理解を賜りたいと思います。

(神戸委員)

ありがとうございました。機関が別々にあるのではなく合計が19機関だと、私の質問として細かいことであれなんですけど、一巡目で内部監査と外部監査を実施した数が18になっているわけで、18機関を内部監査か外部監査のどちらかを3年に1回どちらかが当たることになるということ、2巡目も合計で18になるということですか。

(事務局)

17機関と書いてございますけれども、初年度については、私ども運用機関である市町村課も対象とさせていただいたということで、17機関プラス市町村課ということで18を対象に実施したものでございます。2巡目以降は、私どもの課は対象外として監査をしているという状況でございます。

(神戸委員)

細かいことですが、ありがとうございます。

先ほど正木委員さんからも御指摘がありましたけれども、3点満点でとても水準が高いということで、事務局の方と職員の方々の認識と努力の結果だということで大変評価できるものなのではないかと思っております。内容を見ましても、先ほど御指摘がありましたように、マニュアルですとか、設備ですとかシステムの整備しなければいけないことというのは、今の監査結果を見ても十分準備ができている部分なのかなと思ひまして、事務局の方からも御指摘があったように、あとは人の変化に基づいての、またそこで緩むことのないようにということが大切だと思いますので、来年度のセキュリティ対策の案として出されているとおり、担当者の変更などによる部分に重点を置いて研修などをしていただき、監査もそこに重点を置いてやっていただければというふうに思います。

(栗林会長)

ありがとうございました。他にはよろしいですか。

提案も議論も非常に内容的に濃くて、私もよろしいかと思ひます。これについてはよろしいですよ。このセキュリティ対策については、今後もよろしくお願ひします。

議事はこれで終了です。次に、その他でございますが、報告事項等になります。(1)市町村における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について、事務局から説明をお願ひします。



(事務局)

資料 3 に基づき説明。

(栗林会長)

ありがとうございました。昨年の審議会で、巡回指導の実施団体数について、全体で 70 数団体あるけれども、去年までで 17 団体程度というのはどうだろうと、もうちょっと増やせないだろうかということで、お願いをした経過もあります。24 年度はこれからの 4 団体も含めて 28、25 年度は全てを覆い尽くす形の巡回指導ということで、我々審議会も非常に納得しております。ありがとうございます。

この点につきまして、委員の皆さんから意見、助言、激励も含めて、御意見を賜ればと思っております。非常にお忙しい中、28 団体を回るというのは本当に大変なことだなと実感しておりますので、本当にありがとうございます。御意見をお願いします。

(正木委員)

全団体さんを回って御指導されるというのは、なかなか大変なことかと思いますが、それを来年度にかけてやろうというのは、なかなか素晴らしいことだと思えました。皆さんが行って、実際に団体さんの状況を見ながら御指導されるということですので、レベルアップも同じというか、県として御指導されるので標準化されるというか、レベルアップを図っていくのもばらばらではなくて、そういう面で管理体制がきちんとした形になっていくであろうと信じています。大変かと思いますが、達成していただければと思います。

(栗林会長)

ありがとうございます。伊藤委員さん、どうぞ。

(伊藤委員)

私どもの市も 22 年度に巡回指導いただきまして、23 年度に外部監査をさせていただきました。お陰で、職員がチェックリストに基づきましてしっかりとした自信を持って仕事ができるということで、そういう面では大変ありがたかったと思います。お礼を申し上げます。ありがとうございます。ただ 3 点を維持するというのが、今後一生懸命やっていかなければいけないということなので、それぞれの職員の自覚としてしっかり教育をしていきたいと思えます。

(栗林会長)

他にいかがですか。松井委員どうぞ。

(松井委員)

私どもも巡回指導をいただいておりますけれども、平成 22 年度におきまして外部監査を受検させていただきました。その際には、県の皆さんには大変力をいただきまして、ありがとうございました。お陰様で、今伊藤委員がおっしゃられたのと同じように、職員間の意識が高まりまして、年度が替わったりするときには新しい職員等の引き継ぎとか、そういうことにも意識が大変変わりました。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

(栗林会長)

他に委員の方々御意見がありましたらどうぞ。松江委員どうぞ。

(松江委員)

市町村でもこういう機運が高まるというのは非常に結構だと思います。自己点検では3点満点ということなのですが、外部監査の結果というのはどういう状況なのでしょう。分かっておられるようでしたら教えてください。

(事務局)

先ほど申し上げましたように自己点検では3点満点だと、外部監査の方の点数はどうだったのかという話なのですが、個別の市町村名は申し上げられませんが、だいたい2.6から2.8ぐらいの点になっております。ですので、3点と比べますと、0.4から0.2ぐらいの乖離があるということで私どもの方でも巡回指導をする際には、そのへんの点を埋めるということで、きめ細やかな指導をさせていただいているところでございます。

(松江委員)

どうもありがとうございます。県がもう先行されて3点満点になっているところですので、市町村も3点に近づけるように行っていただければいいのではないかと思います。

(事務局)

今、松江委員からも御指摘いただいておりますように、自己点検では3点満点、しかしながら私どもがお伺いをしてお話を聞くと、まず勘違いされている部分も実はあるという点、それともう一つは、中身を十分熟知されていない点があるのではないかとこのように考えております。この住民基本台帳ネットワーク、私ども県だけではなくて、市町村におきましても何かあることによって、信頼感の欠如につながってしまう。それを考えますとこの3点というのがより完全な3点になっていくことが今求められているのだらうと考えております。10年経って大きな事故はないという御指摘ではございますけれども、先ほど正木委員さんからも御発言がございましたように、今後の対応を考えると3つの視点が必要なのではないかと私は考えております。まず一つは、緊張感の欠如から来る、いわば慣れから来る落とし穴があるのではないかとこのように。それから、技術が未熟な部分、内容等を熟知されていない部分があるのではないかとこのように。それからもう一点は、いわば事務担当者だけではなくて、セキュリティにつきましては組織としての体制が求められている面もございます。そうしますと、担当者だけの役割だけではなく、組織の体制がきちんとできているか、この3点からしっかりサポートをさせていただかなければいけないと思っております。巡回指導の中で私どもが指摘をした事項ということで2点ほど書いてございますけれども、そこら辺をきちんともう一度お話し、また実際に市町村にお伺いをしてその点のお話をしますと、先ほど伊藤委員さん、松井委員さんからもお話がございましたように、実際に分かっていたら前に進んでいるんだらうなという感じを受けます。今後とも、私どもはそういう視点から、繰り返しになりますが、3点満点がより完全な3点満点になりますように努めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

(栗林会長)

どうもありがとうございます。委員の方からの発言も全て激励の発言でございました。大変精

力的に巡回指導をしていただいているということがよく分かりました。

続きまして、2点目ですが、住民基本台帳ネットワークシステムに係る都道府県サーバの集約化について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料4に基づき説明。

(栗林会長)

ありがとうございました。ただ今の報告につきまして、質問、意見等ございますでしょうか。

(松江委員)

技術的な側面からの確認というか、質問をさせていただきたいと思います。集約して効率化されるのは結構だと思うんですけども、日本において災害が多い中で、いったん集約されたものがラインが寸断されると影響が大きいと思いますが、いわゆる技術的な、ネットワークのリカバリーというのは当然とおられるんでしょうけれども、教えていただければと思います。

(事務局)

センターをどこに置くかというのが一番基本になろうかと思えます。そのため、これから入札を、指定情報処理機関であります地方自治情報センター、ラスデックという所でこれから入るわけでございますけれども、この入札の仕様書の中に位置付けられているように、例えば津波の影響範囲にないこととか、あるいは地震の強化指定地域に入っていないこととか、更にはいざといったときにSEさんがすぐに駆け付けられるようにとか、そうしたいくつかの条件を示しております。これらの条件につきましては、各都道府県全部の了解を取った上で、一定の条件とさせていただいて入札をするというふうにさせていただいているところでございます。以上でございます。

(松江委員)

どうも色々ありがとうございました。当然、バックアップのシステムみたいなものは置かれるわけですね。

(事務局)

はい。

(栗林会長)

他に意見、質問等はありませんでしょうか。今の松江先生がおっしゃったバックアップシステムは極めて技術的なことなんですが、一元化というのはコスト等々の関係でももちろんベターだと思うのですが、バックアップシステムは万全というか、大丈夫でしょうかね。

(事務局)

これはただ単にサーバだけではなくて、いくつかの項目に分かれて整理をするようにしております。いわゆるシステムの関係、それから運用の関係、監視の関係ということで、全部体制の整備をするということになっておりまして、ただ今御心配の点につきましても調達仕様書の中では

つきり位置づけをしてそれで提案をしていただいて、総合評価の中で選ぶという形になっております。ちなみに調達評価委員会というのも既に設置がされておりまして、都道府県の代表、それから学識経験者によりまして、評価の項目のあり方まで全部チェックをいたしております。仕様書の関係につきましても、全都道府県の御意見を聞いた上で選定をいたしましたので、御心配の点につきましてはクリアできているものと考えております。以上でございます。

(栗林会長)

ありがとうございます。他に委員の先生方、意見、質問等ございませんでしょうか。

それでは最後の報告になるかと思いますが、「社会保障・税に関わる番号制度」の動向、昨年も議題となっておりますけれども、それについて説明をお願いします。

(事務局)

資料5に基づき説明。

(栗林会長)

ありがとうございます。この制度の概要、見通しについて、質問、意見等がございましたらどうぞ。

廃案になったのは分かるのですが、私も仕事に忙しいというか、不勉強なもので、審議状況というのはどうだったのでしょうか。

(事務局)

実は、法案は国会に上程されたものの、実質に審議が行われたという状況にはございません。しかしながら、当然法案を出す際に当たりましては、御承知のとおり一番の元は税と社会保障の一体改革ということでございまして、ここは与野党特に議論があったところではございません。ただし、現時点でいつこれがあらためて国会に上程されるのか、またどういう審議日程になるのかということまでは、大変申し訳ございませんが掴めない状況にございます。ただ総務省側は、1年遅れで何とか進めたい、27年10月からは番号を振れるような状態にしたいという意向を承っている状況にございます。以上でございます。

(栗林会長)

詳細な説明をありがとうございます。私の世代は、国民総背番号制みたいなものについて、依然として不信感とは言いませんけれども、何か疑問がございますので、毎年こだわっておりまして申し訳ございません。

他に質問、意見等ございませんでしょうか。なければ本日の議題は全て終了しました。最後でございますが、今日の報告、審議を見させていただいて、市町村課、長野県においては、住基ネットについて色々精力的に取り組んでいただいている、非常によくやっただいているなど感じているところです。我々審議会も、たまたま横で点数をつけるみたいな役割の審議会で恐縮ではございますけれども、委員の先生方、私は除外しても見識の高い委員さんでございますので、今後ともどうかこれまでと変わらない精力的な市町村課、県の活動、住基ネットに対する関わりを期待しておりますので、どうかよろしく願いいたします。

本日は慎重な審議をありがとうございました。